**Baby-bee　重要事項説明書**

令和７年4月1日現在

Baby-bee

西宮市天道町２５番７号　ジュエルコート甲子園口101

TEL/FAX：０７９８−６１−５１１１

H.P：０８０−４１１１−４０２１

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は

次のとおりです。

**第１条　事業者**

|  |  |
| --- | --- |
| **事業者名称** | 株式会社　Baby-bee |
| **主たる事務所の所在地** | 西宮市天道町25番7号 ジュエルコート甲子園口101 |
| **法人種別** | 株式会社 |
| **代表者職氏名** | 代表取締役　札場 秀子 |
| **電話番号** | ０７９８−６１−５１１１ |

**第２条　事業の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| **事業の種類** | 小規模保育事業　A型 |
| **事業所の名称** | Baby-bee |
| **事業所の所在地** | 西宮市天道町２５番７号　ジュエルコート甲子園口101 |
| **電話番号・ＦＡＸ・携帯電話** | 電話/FAX 0798-61-5111  携帯電話　 080-4111-4021 |
| **管理者氏名** | 園長 　大澤　沙織 |

**第3条　施設・設備等の概要**

（１）施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **施設** | **構造** | 鉄筋コンクリート５階建て　１階部分 |
| **延床面積** | ８９.６３㎡ |

（２）主な設備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **設　備** | **居　室　数** | **備　　　　考** |
| 乳児室 | １室 |  |
| ほふく室 | １室 |  |
| 保育室 | １室 |  |
| その他 | | 幼児用トイレ（２個）手洗い（４個）、沐浴設備  調理室、職員室、玄関ルーム |
| 屋外遊戯場（園庭） | | （代替場所）　二見公園 |

**第４条　保育園の方針**

|  |
| --- |
| 【保育理念】  「心」を重視し、愛情に満ちあふれた環境の中で、生きる力を養い、個性に応じたきめ細やかな保育を目指す。  【基本方針】  （１）保育の提供に当たっては、入園する幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。  （２）保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。  （３）園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。  【保育目標】  ・「生きたい」　　　　心身ともに豊かなこども  ・「知りたい」　　　　主体的に考え行動する子  ・「仲間になりたい」　明るく元気なこども  【保育の特徴】  ・「こころ」が伝わる共育  ・共育のまなざし  ・「こころ」を育む多様性と共生  ・五感を育む食育  ・共に育む「家庭」と「園」 |

**第５条　定員及び園児数（202５年４月１日現在）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | 合計 |
| 定員 | ２人 | ８人 | ９人 | １９人 |
| 園児数 | ０人 | １０人 | ９人 | １９人 |

**第６条　職員体制（202５年４月１日現在）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **職　種** | **員数** | **常勤** | **非常勤** |
| 園長 | 1 | 1 | － |
| 主任保育士 | １ | １ | － |
| 保育士 | １０ | ２ | ８ |
| 調理員 | ２ | － | ２ |
| 事務、用務職員 | １ | － | １ |

※職員の配置は市設備基準条例で定める配置基準以上とし、職員数は入園人数により変動することが

あります。

**第７条　提供する保育サービス**

|  |  |
| --- | --- |
| サービス名 | 内　　容 |
| 延長保育 | 保護者の急な残業等、延長保育が必要であると認められる場合。  保育短時間　：7:30~8:30及び16:30~19:00まで  保育標準時間：18:30~19:00mまで  ※15分250円 |
| あゆみ保育 | 障害のある児童や特別な支援が必要な児童を、集団生活において他の児童と共に育ち合えるよう保育する。 |

**第８条　開園日・開園時間・保育時間及び休園日**

|  |  |
| --- | --- |
| 開　　園　　日 | 月曜日　〜　土曜日 |
| 休　　園　　日 | 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月1日から3日及び12月29日から12月31日、その他市長が特別な理由があると認めるとき |
| 開　園　時　間 | 7:30〜19:00 |
| 保育標準時間認定に係る保育時間 | 7:30〜18:30 (うち保育が必要と認められる時間) |
| 保育短時間認定に係る保育時間 | 8:30〜16:30 (うち保育が必要と認められる時間) |

※保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。

利用中の保育施設に提出する場合は変更月の前月20日（休所日の場合は直前の開所日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月25日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までにご提出ください。

支給認定の内容は翌月の１日から変更しますので、月途中での変更はできません。

**第９条　台風接近等に伴う対応について**

【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

通常の気象警報であれば開園することとしますが、園児を連れての登降所は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。

状況によっては保育園からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておいてください。

公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

【本市に「特別警報」等が発令された場合】

〈午前７時現在〉

○気象庁より「特別警報」が本市に発令された場合は「臨時休園」とします。

○西宮市より「高齢者等避難」（警戒レベル３）、「避難指示」（警戒レベル４）、「緊急安全確保」

（警戒レベル５）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要がある

ため「臨時休園」とします。

※臨時休園後、発令が解除された場合は、当園で安全に配慮のうえ再開するかどうかの判断を行います。

再開を行う場合は公式L I N Eまたは、コドモンで連絡いたします。

〈午前７時以降〉

○「特別警報」や「高齢者等避難」（警戒レベル３）、「避難指示」（警戒レベル４）、「緊急安全確保」

（警戒レベル５）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、

速やかにお迎えに来てください。

【補足】

避難情報(警戒レベル)については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

https://www.nishinomiya-bousai.jp

※気象庁、Yahoo等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。

必ず西宮市からの避難情報をご確認下さいますようお願いします。

QR コード

自動的に生成された説明

・避難所へ避難している場合は、LINE公式アカウントや、メール配信、掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。

西宮市防災ポータルHP

・電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休園とします。

　※「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報です。

　※「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

**第１０条　利用者負担**

（１）保育料

　　西宮市が定める保育料となります。

（「0歳から2歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童にかかる保育料については無償）

　　なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。

・月途中で退園された場合

・災害その他緊急、やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

（２）延長保育に係る利用者負担金

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 金　　額 |
| 延長に保育にかかる費用 | 15分250円（月の上限額3,000円） |

（３）保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

　　上記に掲げる費用のほか、以下の費用をお支払いいただきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項　目** | **内容，負担を求める理由及び目的** | **金　額** |
| カラー帽子 | 園外保育へ出かける時に使用します。  卒園するまで使用します。 | １枚　　　　 1，０００円 |
| オムツ | 園の物を使用した場合のみ。 | １枚　 ３０円 |
| 行事費 | 実費が発生した場合にのみ徴収します。 | 年間３００円程度（その都度徴収） |

　※上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付いたします。

※同一月中において給食の利用が1日もなかった場合は当該月の利用者負担金は免除とします。

※災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合は日割り計算を行います。

**第１１条　保育園の一日**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **時間** | **活　 動** | **時間** | **活　　動** |
| **０歳児** | **１．２歳児** |
| 7:30 | 順次登園・視診・検温  自由あそび | 7:30 | 順次登園・視診・検温  自由あそび |
| 10:00 | おやつ  戸外・室内あそび  （散歩、公園）  主活動  （異年齢、年齢別保育） |
| 10:30 | 離乳食・ミルク |
| 11:00  14:00 | 午睡  目覚め |
| 11:30 | 給食 |
| 12:30  14:45 | 午睡  目覚め |
| 14:30 | 離乳食・ミルク  室内あそび |
| 15:00 | おやつ  室内あそび |
| 16:30 | おわりの会  順次降園 | 16:30 | おわりの会  順次降園 |

　※天気の良い日は、毎日、近隣の公園に出かけます。

**第１２条　保育所の年間行事**

|  |  |
| --- | --- |
| **月** | **行　　　　　事** |
| ４月 | ・入園式、進級式 |
| ５月 | ・こどもの日集い　・お散歩遠足 |
| ６月 | ・春の健康診断　　・歯科検診 |
| ７月 | ・七夕のつどい |
| ８月 | ・なつまつり |
| ９月 | ・お月見会　・おもてなし会 |
| １０月 | ・親子ふれあいあそび |
| １１月 | ・秋の健康診断　・お散歩遠足 |
| １２月 | ・クリスマス会 |
| １月 | ・初詣 |
| ２月 | ・節分　・発表会 |
| ３月 | ・ひなまつり会　・卒園式（おわかれ会） |

※　誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します。２ヶ月に１度、足底測を実施します。

**第１３条　給食について**

献立表は栄養士が作成し、保護者の方へは、毎月末にLINE公式アカウントにて翌月の献立表をお知らせします。

|  |  |
| --- | --- |
| 給食の方針 | 「食べる」ということを通じ、食事の楽しさやおいしさ、自然の恵みや食材・食事を作ってくれた人への感謝の気持ちが育つよう保育士と調理員がそれぞれの専門性を活かしながら、年齢にあわせた様々な食育の取り組みを進めていきます。  自園調理し、薄味で和食中心、旬の食材を取り入れ、季節を感じられる給食を提供します。  衛生管理マニュアルに沿った調理を行い、安全・安心でおいしい給食を提供します。また、定期的に職員の検便検査を実施し、健康管理を徹底しています。 |
| お弁当日について | お弁当の持参をお願いする日があります。（行事等） |
| 食物アレルギー等  への対応 | 医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出をもって適切に対応します。その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。 |
| 非常時への備え | 非常時に備え、食品（アルファ化米、レトルトフード等）を備蓄しており、ローリングストック及び防災教育の観点から、定期的に給食で提供しています。 |

【保育園の給食】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 食種 | 内容 | 献立表 | 目安の  クラス |
| 離乳食 | 離乳初期 | 午前に1回の食事を提供します。食事の他に、適宜ミルクを飲みます。 | 離乳初期 | ０歳児クラス    ２歳児クラス |
| 離乳中期 | 離乳中期 |
| 離乳後期 | 午前・午後に各1回食事を提供します。食事の他に、適宜ミルクを飲みます。 | 離乳後期 |
| 離乳完了期  (移行期） | 昼食とおやつ  満1歳を迎えてから未満児の献立に移行します。離乳完了期の食事は、お子さまの状況に応じて形状等に配慮します。 | 未満児 |
| 幼児  食 | 1～2歳児食 |

毎月、事前に献立表を公式LINにて配信します。お子さまの1日の食事内容を考える際、保育園の給食（昼食とおやつ）の内容を知っていただき、ご家庭で提供する食事の参考にしてください。

また、朝ごはんは脳とからだをしっかり目覚めさせ、元気に一日をスタートさせるために大切なものです。必ず朝ごはんを食べてから登園させてください。

**第１４条　健康について**

（１）登園時の健康観察について

・登園時に、こどもの体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中のこどもの健康観察を丁寧に行います。

　・保育中にこどものケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります。

（２）病気や体調を崩した時について

・病気や体調を崩した時は、お子さま自身の療養につとめ、症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。

・病気やけがなどで保育園を休む時は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡してください。

・発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育園に通っていることを伝え、集団生活が可能な状態か必ず確認してから登園してください。

（３）保育園での病気及び事故について

・保育中に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。また、保育中にケガをした時は、必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。

（４）薬について

・保育園では薬の預かりは原則的に行いません。薬は「朝・夕の２回」または「朝・帰ってから・寝る前の３回」の内服にできないか、かかりつけ医師にご相談ください。

・アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。

・ホクナリンテープ等を貼っている場合は、登園時に保育士にお知らせください。

・保育園では応急処置、消毒等、必要に応じて以下のものを使用します。使用に関して、ご要望などございましたら、保育士までご相談ください。

点眼薬　 【　アイリスCL1ネオ　】

歯の保存液　【　ティースキーパーネオ　】

軟膏 【　ムヒS　】

（５）感染症にかかった時について

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、以下の通り対応します。

・感染症にかかった時は【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】を参考にしてください。集団生活可能な状態に回復し登所する際には【登所可能証明書・登所届】（別紙１）を提出してください。

（コピーしてご使用ください。西宮市ホームページからダウンロードもできます。）

・適宜、感染症に関するお知らせを掲示板等でお伝えいたしますので、ご確認ください。

・原則、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、保育園では洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しします。その際、他の園児の衣類が汚れた場合は、一緒に持ち帰って消毒後、洗濯していただきますようお願いします。

・水いぼ、とびひについては、登所可能証明書・登所届は原則必要ありませんが、集団生活が可能な状態であるか、医師の指示を確認してください。なお、かきこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。

・アタマジラミが見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。卵、成虫が見つかった場合は、速やかな対応のご協力をお願いします。

（６）乳幼児突然死症候群（SIDS）

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和４年には全国で４７

名の乳幼児がSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第４位となっています。

SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

1. あおむけに寝かせる
2. できるだけ母乳で育てる
3. たばこをやめる

また、保育園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

・こどもの顔が見える、あお向け寝にする。

・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。

・やわらかい布団は使用しない。

・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。

・５分ごとに呼吸状態を確認し記録する。

・AEDを設置し、園内に応急手当普及員の職員を配置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的に実施する。

【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】

〔登所可能証明書・登所届〕

①医師が記入した登所可能証明書が必要な感染症

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 感染症名 | 感染しやすい期間（※） | 登所のめやす |
| 麻しん（はしか） | 発症１日前から発しん出現後の４日後まで | 解熱後３日を経過していること |
| インフルエンザ | 症状がある期間(発症前２４時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い) | 発症した後５日経過し、かつ解熱した後２日（乳幼児にあっては、３日）経過していること |
| 新型コロナウィルス感染症 | 発症日２日前から発症後７〜１０日間はウィルスを排出しており、特に発症後５日は感染させるリスクが高い。 | 発症後５日を経過し、かつ症状軽快から１日を経過した場合に、６日目から登園が可能。 |
| 風しん | 発しん出現の７日前から7 日後くらい | 発しんが消失していること |
| 水痘（水ぼうそう） | 発しん出現１～２日前から痂皮（かさぶた）形成まで | すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること |
| 流行性耳下腺炎  （おたふくかぜ） | 発症３日前から耳下腺腫脹後４日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核 | － | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 咽頭結膜熱  （プール熱） | 発熱、充血等の症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失した後２日経過していること |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等の症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失していること |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、  咳出現後３週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療が終了していること |
| 腸管出血性大腸菌感染症  （Ｏ157、Ｏ26、Ｏ111等） | － | 医師により感染のおそれがないと認められていること。  （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している５歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、５歳未満の子どもについては、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。） |
| 急性出血性結膜炎 | － | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症  （髄膜炎菌性髄膜炎） | － | 医師により感染の恐れがないと認められていること |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（-）としている。

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登所届が必要な感染症

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 感染症名 | 感染しやすい期間（※） | 登所のめやす |
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後１日間 | 抗菌薬内服後24～48時間が経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水疱・  潰瘍が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑 （りんご病） | 発しん出現前の１週間 | 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎  （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等） | 症状のある間と、症状消失後１週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要） | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間（便の中に１か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要） | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| ＲＳウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| 帯状疱しん | 水疱を形成している間 | すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること |
| 突発性発しん | － | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（-）としている。

＜出典：こども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」2023年一部改訂版＞

**第１５条　実習生の受入れについて**

　次世代育成を担う保育士の人材育成を願い、また地域とのつながりになればと考え、実習生の　受け入れをしています。

**第１６条　緊急時等の対応方法**

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又はかかりつけ医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、当園が関連機関と連携を取り合い、しかるべき対処を行いますので、ご理解をお願いします。

【嘱託医師】

|  |  |
| --- | --- |
| **医療機関の名称** | はしむら小児科 |
| **医師名** | 橋村　裕也 |
| **所在地** | 西宮市深津町７−２１　阪急西宮ガーデンズ別館１F |
| **電話番号** | ０７９８―６９―０１２０ |

|  |  |
| --- | --- |
| **医療機関の名称** | むらまつ歯科 |
| **医師名** | 村松　弘康 |
| **所在地** | 西宮市上葭原町５－２２ |
| **電話番号** | ０７９８－３８－４４４３ |

【近隣の医療機関】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内科 | はしむら小児科 | 西宮市深津町７−２１ | 0798-69-0120 |
| 耳鼻科 | 中島耳鼻咽喉科 | 西宮市天道町２６−９ | 0798-71-3387 |
| 眼科 | 大久保眼科 | 西宮市甲子園口３−９−１０ | 0798-73-5333 |
| 歯科 | 吉田歯科医院 | 西宮市瓦林町１−２４ | 0798-72-5069 |
| 皮膚科 | あさくら皮フ科 | 西宮市甲子園口２−４−１０ | 0798-74-1214 |
| 外科 | ひとら整形外科 | 西宮市松山町１３−２４ | 0798-6４-3011 |

**第１７条　安全対策**

非常災害に関しては具体的な計画を立て、火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月１回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

○避難訓練・・・毎月１回以上の避難訓練を実施しています。

　　　　　　　　 想定を「火災」「地震」「津波」「不審者侵入」「水害」とし、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。

・「火災」「地震」「津波」「水害」では、以下を避難場所としています。

※避難場所

|  |  |
| --- | --- |
| **保　育　園　の　状　況** | **避難場所** |
| 保育園に影響が無く（少なく）安全な場合 | 保育園 |
| 1. 火災や地震等で保育園が安全でない場合 2. 台風等で水が上がってしまった場合 3. その他、園では安全が確保できないと判断した場合 | 地域防災拠点  （瓦木小学校） |

※ 上記を基本としますが、状況に応じて適宜判断いたします。

○安全計画について

保育園では「安全計画」により、①施設や設備等の安全点検、②園外活動を含む保育園での活動や取組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取組を進めてまいります。

○防犯対策について

　・カメラ付きインターホンを設置し、安全管理をおこないます。また独自の「事故防止対応指針」を作成し、それに基づき日々の安全管理につとめます。

　・室内にも記録用防犯カメラを設置しています。

○当園では、緊急時に「公式LINE」および「コドモン」より情報配信を行いますので、ご登録をお願いします。

**第１８条　コドモンについて**

「コドモン」とは、連絡表や登降園管理、園からのお知らせ・お便り・行事予定・献立表・感染症に関する情報や緊急連絡等の配信を行う連絡ツールです。

お知らせ等を配信する場合とは、下記の通りとなりますので、保護者の皆様におかれましては、これらをご了承いただいた上で、個々でご登録いただきますようお願いします。登録方法の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

　　※登録無料、別途通信料がかかります。

※お知らせ等を配信する場合

① 園からのお知らせ・お便り・行事予定・献立表・感染症に関する情報

1. 保育所で緊急事態が生じた場合の連絡
2. 遠足等が中止になる場合の連絡
3. その他

**第１９条　公式LINEについて**

　「公式LINE」とは、日々の保護者との連絡や、園からのお知らせ・献立表・緊急連絡等の配信を行う連絡ツールです。個々でご登録いただきますようお願いします。

**第２０条　個人情報保護**

保育園で知り得た情報は守秘義務が課せられているため、他の方にお知らせすることはありません。利用者等の個人情報に関しては安全管理のために必要かつ適切な対策や措置を講じるとともに関係法令に基づき適切に取り扱います。

**第２１条　関係機関との連携**

園児の成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、保育園及び市が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

**第２２条　他園との連携について**

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ児童の育ち等に関する記録について情報提供することがございます。

**第２３条　写真・ビデオ等の取扱いについて**

保育園では個人情報保護の観点から、写真やビデオ等の取り扱いについて日頃から十分に注意をしています。保護者様におかれましても行事における写真やビデオ撮影や取り扱いについてご理解とご協力をお願いいたします。

**第２４条　児童虐待防止のための措置**

「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育園は児童福祉施設として重要な役割を担っています。こどものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、こどもの心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】　（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

|  |  |
| --- | --- |
| 身体的虐待 | 殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰　　等  ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。 |
| 性的虐待 | こどもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、こどもへの過剰なスキンシップ等 |
| ネグレクト | 家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、こどもを残して外出する、保育園に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、こどもの安全への配慮を怠る（ケガが絶えない）　等 |
| 心理的虐待 | 著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、  こどもの面前で行われるＤＶ（暴言暴力）　　等 |

　・その他、虐待であるかどうかに関わらず、こどもに心配なケガやあざがあった場合には、保育園として法律に基づいて市に通告する必要があります。（虐待かどうかを判断するのは、保育園ではありません）。

　　市に通告することにより、こどもと保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育園では、こどもを大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。

* 連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、保育園から保護者、緊急連絡先に記載のある電話番号に架電することがあります。電話がつながらない時は、市の関係機関と情報を共有し、保育園や市職員等が家庭訪問することがあります。
* 当園は、こどもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

**第２５条　加入している損害賠償責任保険**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **保険の種類** | **傷 害 保 険** | **施設賠償責任保険** | **生産物（食中毒）賠償責任保険** |
| **保険金額** | 死亡・後遺症　215万円  入院　2,250円/日  通院　1,500円/日 | 身体１人10億円まで  １事故10億円まで  財物１千万円まで | 身体１人10億円まで  １事故10億円まで  財物１千万円 |

**第２６条　情報公開制度**

お子さまのようすや保育に関することなど、気になることがあれば職員がお話をお伺いし、説明させていただきます。いつでもお気軽にご相談ください。

**第２７条　ご意見・ご要望・苦情解決制度について**

当園では、「ご意見・ご要望・苦情解決の申し出窓口」の設置をしています。子育てについて、保護者の皆様と職員の両者が忌憚なく話し合えることがとても重要だと考えています。

　お気づきのこと、改善してほしいことなどがございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

私達は、子育てのパートナーとして保護者の皆様のご意見・ご要望を真摯に受け止め対応してまいります。

当園では、職員の誰もがご意見を賜りますが、制度として担当者と責任者をそれぞれ設けております。

**第２８条　入園にあたって留意していただきたいこと**

　入園のしおりを参照してください。

**第２９条　夜間、日・祝日等の緊急時の連絡先について**

　・携帯電話　　　　（０８０−４１１１―４０２１）

・メールアドレス （[mail@kidsroom-babybee.com](mailto:mail@kidsroom-babybee.com) ）

　・公式LINE

上記のいずれかにご連絡をお願いいたします。

**第３０条　その他**

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項について

は、別途当園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。その他、個別の取扱

事項については、利用契約書のとおりとします。

　　　　　　　　　　　※この重要事項説明書の内容は、202５年４月１日現在の情報です。

グラフィカル ユーザー インターフェイス, アプリケーション, テーブル

自動的に生成された説明

Baby-bee

別紙１

別紙１